

石川県内には数多くのNPOが活動しています。当コーナーでは、県内のNPOのリーダーをシリーズでインタビューし、運営上の特色や現状などについて紹介します。今回は、金沢市東南部の丘陵地にある内川地区の魅力づくりに取り組む、内川の自然と未来をつくる会の代表、山田一二さんにお話をうかがいました。

「住民が自信と誇りを持って暮らせる地域づくりを続けたい」

内川の自然と未来をつくる会代表 山田 一二さん

◆多くの住民ボランティアが参加し、金沢市内川地区の魅力のアピール

——内川の自然と未来をつくる会は、どのような活動がされているのですか。

山田 内川を皆さんに知ってもらおうと、平成5年から毎年「内川鎮守の森ギャラリー」を開催しています。地区内にある神社や寺院を会場に、陶器やステンドグラス、彫刻など、県内外の工芸作家やアーティストの作品を展示したり、コンサートを開いています。

——現在の会員数は。

山田 約20人です。30歳代後半から50歳代前半の内川地区の住民が、メンバーになっています。

——会が結成されたきっかけは何ですか。

山田 平成3年に地区内で民間の産廃処分場の建設計画が持ち上がりました。その際、このまま計画が進んでしまったら、内川はどうなるのだろう、自然はどうなるのだろうと地区の仲間と話しあい、永六輔さんを招いて講演会も開きました。産廃処分場の話は結局、立ち消えになったのですが、これをきっかけに、自然を大切にしたい地区の魅力づくりを進めようと会を結成し、鎮守の森ギャラリーを始めました。

——イベントの運営には住民ボランティアも多く参加しているそうですね。

山田 ええ。ギャラリーの案内やわら細工の実演など、子どもからお年寄りまで、多くの地域の人に参加してもらい、

手作りでこの行事を盛り上げています。作品の搬入も作家さん自身にお願いしています。そのお礼とっては何ですが、後で内川でとれた野菜などを送らせてもらって、好評をいただいています(笑)。

◆イベントを通じて、老若男女、いろんな住民が交流

——今、会が抱えている課題は何ですか。

山田 「まず、10回」を目標に始めた「内川鎮守の森ギャラリー」も、今年で9回目になります。メンバーの年齢も上がってきていて、もっと若い人にも参加してもらって、斬新な意見を取り入れていきたいですね。

——イベントを行って来て、地域の人々の反応は、

山田 多くの人に内川地区を知ってもらうことで、住民の間に地元に対する誇りが芽生えてきています。また、古くから住む人には、緑豊かで古くからの地域文化が残る内川のよさが自信になっています。

——今後の目標を教えてください。

山田 住民が多くの接点を持ち合い、内川地区をより深く知ること、産廃処分場の話があった10年前とは違う内川が育ってきていると思います。でも、これで満足している訳ではありません。内川にはまだまだ発掘されてない可能性があると思いますし、そうしたものの掘り起こしや魅力づくりを今後も続けていきたいですね。

P R O F I L E

■山田 一二さん (やまだ いちじ)

金沢市住吉町在住。住民が誇りと愛着を持てる、魅力にあふれた地域づくりの必要性を感じ、平成3年に内川の自然と未来をつくる会を結成。5年、多くの賛同者を集めて第1回「内川鎮守の森ギャラリー」を開催し、今秋で第9回を迎える。

【お問い合わせ】 内川の自然と未来をつくる会
内川公民館内 TEL076(247)2263

※この冊子は増産を抑制してあります。

いしかわ

Vol 3

2001 Summer

NPO

【特集】
石川県NPO活動支援センター
開設間近!

ニュース

●INFORMATION

NPO法人に対する優遇税制
石川県からのお知らせ
NPO・ボランティア情報 助成金ニュース

●実践講座

●リーダーズVOICE

内川の自然と未来をつくる会
山田 一二さん



石川県

URL <http://www.pref.ishikawa.jp/kenmin/volunteer/>



昨年9月30日に、ソプラノ歌手西野真理さんを迎え、薬王寺で開かれたコンサート。

[特集] 石川県NPO活動支援センター開設間近!!

支援センターは、こうなる!?

この8月のオープンを目指し、県NPO活動支援センターの開設準備が進んでいます。NPOの皆さんも参加する同センター運営協議会委員に、支援センター設置の意義や運営への思い、利用者へのメッセージを語っていただきました。

運営協議委員からのメッセージ



藤田暁男 委員長
(特)いしかわ市民活動ネットワークセンター

このNPO活動支援センターは、確かに県の施設ですが、NPO活動の担い手や今から始めようとする人々が、わいわいがやがと集まって利用しなければセンターにはなりません。まずお互いに何をやっているか、何をやりたいのか、センターで話し合うことから始めましょう。運営協議会は、このセンターを市民活動の拠点にするための案内役にすぎません。

作業コーナー

●印刷機や紙折り機、丁合機を揃えています。資料の印刷などにご利用ください。

会議コーナー

●14人程度までの会議・打合せができます。



里見実 委員
石川県中小企業家同友会環境ビジネス研究会

私は、個人個人の思い(志)を持った人々が集まって社会貢献する熱い思いを大切に、NPO活動支援センターをバックアップしたいと思っています。県民の皆さんが平等公平的な確かな情報を得られるように、センターを通じてより多くの活動をPRし、何かを求めている人々と何かをしたい人々の橋渡しができるように願っています。



千原好美 委員
LIC

県内には、社会的な関心と自主性を持ち、独自で活動するグループが、想像を遥かに越えた数で存在することを知って驚いています。NPO活動支援センターでは、知りたい情報を得たり事務所機能を利用できるだけでなく、多くの活動家との出会いもあるでしょう。今後の活動に広がりや元気を提供する拠点にみんな育てていきたいと、期待しています。



東外男 委員
石川県県民文化局

NPO活動支援センターは、NPOや市民の交流の場であると同時に、市民セクターと行政、企業の交流の場でもあります。このセンターでの活動や情報を通して相互認識や理解を深めていただくことにより、互いのパートナーシップが一層推進されるよう期待するものです。



須戸哲 委員
(特)自立生活センターハートいしかわ

全国各地でスタートしているセンターや市民活動団体に笑われないようなものを作らなければならないという思い一杯です。センターは日本の市民活動が培ってきた市民自治や人権感覚、先駆的な意識を石川県でも育てていけるようであれば、意味がありません。そのことを肝に銘じて来年3月まで、運営委員を引き受けました。よろしくお願いします。



村中智恵 委員
子育て支援サークル「いどばた」



森久規 委員
石川県県民文化局

石川県NPO活動支援センターは、NPO活動のハード面でのサポートはもちろん、各団体との情報交換や人材育成等のソフト面も充実しています。活用方法はご利用される皆さんのアイデア次第!! NPO活動支援センターの利用で、新たな一歩がきっと生まれることでしょう。お気軽にお立ち寄りください。

NPO活動支援センターは、NPO等の皆さんができるだけ利用しやすいものとなるよう、皆さんのご意見をもとに運営していくことにしています。その方法として、利用者が任意に参加できる「利用者会議」を定期的に開催し、そこで出されたご意見を運営に生かしてまいりたいと考えています。多くの皆さんのご参加を期待しています。

●このコーナーを利用して、各団体の情報をどんどん発信してください。

情報提供コーナー

交流コーナー

●このコーナーを利用して、各団体の情報をどんどん発信してください。

パソコンコーナー

●パソコンを使った資料の作成、インターネットでの情報検索などもできます。

メールボックス

●皆さんの団体専用の郵便箱です。ここには多くの情報が集まります。

受付

●このコーナーを利用して、各団体の情報をどんどん発信してください。

事務室

●このコーナーを利用して、各団体の情報をどんどん発信してください。

今、NPO支援の社会的体制の確立が不十分な中で、支援センターの役割に期待するものは大きい。基本的には活動の環境整備に主眼を置き、側面的な支援を行うことが大切であります。様々なNPO活動推進機関と連携を密にするとともに、特に分野を越えたNPOのネットワークづくりの推進に期待します。



相川由美子 委員
石川県社会福祉協議会

NPO活動支援センターの開設を機に、NPOへの理解の輪が広がるのが求められています。その過程で、参加・参画の志を持つ人々が少しずつでも増えていけば、センターの存在意義となるでしょう。運営委員や担当部局だけの課題ではなく、広く市町村、何よりも県民各位との連携を大切に確かな歩みを刻んでいきたいと思ひます。



濱博一 委員
石川県地域づくり推進協議会

NPOの具体的な内容や活動の実態などについて、もっと市民への理解を深めることが重要です。そのために支援センターのPRをし、講習会などを開催してリーダーの人材育成や運営についての勉強会を積極的に進めていきたいと思っています。



佐々木真智子 委員
石川県21ネットワーク

NPO活動支援センターが、NPO活動や市民活動に携わる人の良きセンターとして、活発に活用されることを期待します。運営協議会委員としても、これからNPO活動に参加しようと思う人が、気軽に立ち寄り、互いに刺激し合えるような“場”づくりを提案していきたいと思ひます。



山内司 委員
(特)起業ネットかなざわ

所在地

NPO活動支援センターの設置場所について、春季号では「県庁舎南分室」とご紹介しましたが、諸般の事情により、「県社会教育会館4階」に変更となりました。
●金沢市本多町3-2-15 石川県社会教育会館 4F

INFORMATION

NPO法人に対する優遇税制の概要

ボランティア活動等に多くの国民が参加しやすい市民活動組織を育成し、活性化する観点から、平成13年度税制改正において、適切な情報公開、業務の適正性等の明確かつ客観的な基準を満たすものとして国税庁長官の認定を受けた特定非営利活動法人（認定NPO法人）に対して寄附を行った個人又は法人について、所得税、法人税及び相続税の特例措置が創設され、平成13年10月1日より施行されることになりました。

◆創設される特例措置

概要は次のとおりです。

- ① 個人が平成13年10月1日以後認定NPO法人に対して寄附をした場合は、特定寄附金とみなして寄附金額（所得の25%限度）-1万円の範囲内で寄附金控除を認める。
- ② 法人が平成13年10月1日以後認定NPO法人に対して寄附をした場合は、一般の寄附金とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金と同一の枠内で損金算入を認める。損金算入限度額は次のとおり。
資本又は出資を持つ法人の場合：
資本等の金額×0.125%+所得×1.25%
資本又は出資を持たない法人の場合：所得×2.5%
- ③ 相続等により財産を取得した者（平成13年10月1日以後に相続等により財産を取得したものに限る。）が認定NPO法人に対して相続財産等の寄附をした場合は、その寄附財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

◆認定NPO法人となるには

認定NPO法人の要件として、例えば次のような条件を満たすことが必要です。

- 1 基本的事項として、適切な情報公開、事業内容の適正性、運営組織の適正性、経理の適正性、相当な業績の持続可能性などが求められています。
- 2 活動に着目した要件として、①総収入金額のうち寄附金総額の割合が1/3以上であること（一者からの寄附金は、寄附金総額の2%を限度。また一者につき3,000円以上の寄附金に限り算入）②寄附者、受益者、活動範囲のいずれかが一市町村を超える広がりがあり、同一市町村内はいずれも最大80%であること。③事業活動の50%以上が財・サービスの提供活動（対価を得ないものを除く）などでないこと等が掲げられています。

◆認定NPO法人認定のしくみ

認定機関は、国税庁長官で、認定の有効期間は、認定を受けた日から2年間です。

申請は、納税地又は主たる事務所の所在地の所轄税務署を経由して、国税庁長官に提出することとされています。※詳しくは次までお問い合わせください。

お問い合わせ先 金沢国税局法人課税課審査企画係
TEL076-231-2131

県からのお知らせ

NPO活動支援センター運営協議会の開催

去る4月16日（月）に「NPO支援センター基本計画策定会議」で推薦されたNPO関係者等により、「NPO活動支援センター運営協議会設立準備会」が開催され、同準備会で本年度の運営協議会委員が選ばれました。

これまで2回（5月17日、6月11日）会議が開催され、支援センターの利用ルール等について検討が進められています。利用ルールについては、7月中にもう1回会議を開催し、最終的に決定されることになっています。

なお、運営協議会はその後も定期的に開催されることになっており、支援センターが利用者にとって使いやすいものとなるよう、NPO等の皆さんのニーズにあった運営を実施するための検討を進めていくことにしています。

※運営協議会委員は、特集ページで紹介してあります。

NPO人材育成事業の企画案募集

NPOをはじめとする市民活動団体のマネジメントを担う人材を育成するための研修会（講習会、講座等形式は問いません。）の企画案を募集します。

提案のあった企画案の中から、最も効果的と認められる企画案を選定し、提案団体等にその企画案の実施に関する業務を委託します。是非、ご応募ください。

- 応募資格/県内に主たる事務所を有する市民活動団体（10人以上で構成するボランティア団体、NPO法人、これらの団体等で構成する実行委員会等）であること。

- 委託経費/150万円以内
 - 応募期限/8月13日（月）
- ※詳しくは次までお問い合わせください。

石川県民文化局県民交流課NPO推進室
お問い合わせ先 TEL076-223-9113 FAX076-223-9474
担当 中村

フォレストサポーター養成事業

県では平成12年度より、森林ボランティア活動を主体的に推進できる、一定の知識と技術を持ったリーダーを養成するため「フォレストサポーター養成事業」を実施しています。

これは事業対象のセミナーに参加し、一定の要件を満たした者を「フォレストサポーター」として認定するものです。平成12年度は50名の受講者が各種の講義、実習に参加し、32名が認定されています。

本年度も引き続き実施しますので、興味のある方は下記までご連絡下さい。

石川県森林管理課森林企画係
お問い合わせ先 TEL076-223-9241 FAX076-223-9495
担当 井上

民間事業者バリアフリー車両整備事業の概要

●補助対象事業者

- 民営タクシー事業者
 - 社会福祉法人
 - NPO法人
 - 社団・財団法人
- 高齢者や障害者等の外出を幅広く支援する者

●補助対象事業

車いすのまま乗降できるリフト等若しくは回転シートを装備する車両の購入又は改造

●補助金支給要件

- (1) 県内においてバリアフリー車両による営業又は活動を行うこと
- (2) 車両運行の際には高齢者・障害者等の利用申し込みに対し、優先的に配車を行う体制を整備すること
- (3) 次のいずれかの研修又は講座等を終了又は受講した者をバリアフリー車両をおく事業所に配置すること
 - イ 県が指定した3級課程以上の訪問介護員養成研修
 - ロ 県総合介護支援センターが実施する介護入門講座（介護一般コース）
 - ハ その他知事がイ又はロに相当すると認めるもの

●補助対象経費等

補助対象経費	補助基準額	補助率	補助金額上限
リフト設備等（新車購入・改造又は現有車改造）	60万円	1/2以内	30万円
手動回転シート（新車購入・改造）	12万5千円	1/2以内	6万2千円
手動回転シート（現有車改造）	16万円	1/2以内	8万円
電動回転シート（上下作動装置付）	50万円	1/2以内	25万円

石川県健康福祉部厚生政策課地域福祉係
お問い合わせ先 TEL076-223-9124 FAX076-223-9475

骨髄バンク コーディネーター募集

(財)骨髄移植推進財団では、骨髄バンクドナーの調整を行うコーディネーターを養成する研修会の受講者を募集しています。

- 名 称/2001年度コーディネーター養成研修
- 研 修 期 間/2001年8月末～2002年1月末
- 場 所/受講者の居住地を担当する骨髄移植推進財団地区事務局並びに近隣指定病院など。東京での集合研修あり。

- 募 集 人 数/若干名
- 条 件/20～65歳までの健康で、骨髄移植の必要性を理解し、時間的にコーディネーター業務に専念できる方

- 募集要項配布期間/6月15日～7月31日
- 応募締め切り/8月4日（必着）
- 募集要項・受講申請書請求方法/はがきに、住所、氏名、電話番号、何を見て知ったかを明記し、下記宛に請求のこと。（電話・FAX等による請求不可）
〒160-0022
東京都新宿区新宿2-13-12 新宿 IS ビル8F
(財)骨髄移植推進財団 コーディネーター養成研修会担当

石川県健康福祉部 健康推進課疾病対策係
お問い合わせ先 TEL076-223-9150
担当 浅香

NPO・ボランティア情報

芸術文化ボランティア募集

市民参加で演劇を作る「制作ボランティア」を募集しています。市民ボランティアが運営している「金沢市民芸術村ドラマ工房」が、1月末に公演を計画している作品と一緒に作りませんか。東京公演もあります。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

- 第2次募集締切り/8月末
金沢市民芸術ドラマ工房 創造発信事業運営委員会

お問い合わせ先 〒920-0965 金沢市笠舞3-5-28
青海康男 TEL076-222-3017

NPO全国フォーラム2001東海会議

〈テーマ〉「新たな協働の世紀へ」～つくる・つなぐ・つむぐ～
●日時/平成13年8月4日（土）13:00～18:00
5日（日）9:30～16:30

- 会場/名古屋国際会議場
名古屋市熱田区熱田西町
- 主催/NPO全国フォーラム2001東海会議実行委員会
特定非営利活動法人日本NPOセンター
特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター
- 共催/愛知県、名古屋市
- 協賛/(社)愛知県共同募金会他

オープニングフォーラム 8月4日（土）13:00～15:00

テーマ「協働の理念と行動」
講 師 岡田卓也氏（ジャスコ株式会社名誉会長）
堂本暁子氏（千葉県知事）

コーディネーター 山岡義典（日本NPOセンター常務理事）
セミナー1「つくる」 8月4日（土）15:30～18:00
分科会「協働の実践に向けて」8月5日（日）9:30～15:30
セミナー2「つなぐ」 8月5日（日）9:30～12:00
セミナー3「つむぐ」 8月5日（日）13:00～15:30

- 参加費/全日参加10,000円
※部分参加6,000円（1日単位）
懇親会4,000円
※上記金額に宿泊、食事は含まれません。
※懇親会費も参加費の振込時にご入金下さい。

●締 切/7月16日（月）

●現地事務局/市民フォーラム21・NPOセンター
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-20-11
TEL052-586-1154 FAX052-586-1174
http://www.sf21npo.gr.jp/npoforum
●全国事務局/日本NPOセンター
TEL: 03-5459-8877 FAX: 03-5459-7747

お問い合わせ先

【ユニベール財団 「新しい世紀の社会づくり」市民活動助成】

- 対象分野／(1)高齢者が活動する市民活動団体
(2)高齢者の医療・保健・福祉・まちづくり等の市民活動を行う団体
- 支援金額／100万円を限度とする
- 募集期間／平成13年8月31日必着

財団法人ユニベール財団
 申し込み 〒160-0004
 お問い合わせ先 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル5階
 TEL03-3350-9002 FAX03-3350-9008
 URL <http://www.univers.or.jp/>

【国際交流基金 日韓国民交周年草の根交流事業助成】

- 対象分野／日本と韓国の相互理解を深め、友好親善を促進することを目的に、日本国内または海外において開催される草の根レベルの各種文化交流事業
- 支援金額／1件あたり50万円上限
- 募集期間／平成13年 9月3日(平成13年11~12月実施分)
平成13年12月3日(平成14年 1~ 3月実施分)

国際交流基金日韓文化交流連絡室(担当:大森)
 申し込み 〒107-6021 東京都港区赤坂1-12-32
 お問い合わせ先 アーク森ビル21階
 TEL03-5562-3638 FAX03-5562-3498
<http://www.jpff.go.jp/j/>

【公益信託 大成建設自然・歴史環境基金】

- 対象分野／自然環境、歴史的建物等の保全に資する活動で、次に掲げるもの
(1)国内の自然環境の保存及び活動に関する事業
(2)国内の歴史的建造物等の保存及び活用に関する事業
(3)発展途上国の自然環境、歴史的建造物等の保存及び活用に関する活動
- 支援金額／総額1500万円、15~20件程度

N P O 実践講座 Vol.4

自主財源の確保が安定した活動への近道

前回、前々回と、助成金の獲得に焦点を当ててきました。今回は、安定した活動を続けていく上で最も大切な、自主財源の確保について考えてみます。

前にも述べた通り、活動資金として最低限必要なものは、自分たちで賄うということが原則です。会費や寄付を募ることは大前提ですが、それ以外にどんな方法があるのでしょうか。

最もポピュラーなのは、バザーの開催です。しかし、最近は保育所や公民館など、どこでもバザーを行っていて、新鮮味が欠けます。私が活動している団体では、バザーの主催は行っていません。障害のある人への日常的な介助サービスに忙しく、人手が足りないことと、かかる手間と収益が見合わないとの判断からです。確かにバザーには、単に収益をあげるだけでなく、活動を紹介し理解してもらうという効果があります。しかし、私たちは団体の広報や理解度を高める作業に別途、取り組んでいるので、バザーはしないという判断をしています。こうしたことは、それぞれの団体の事情を考慮して判断すればよいと思います。

物品の販売も自主財源確保の有効な手段として挙げられます。ポスターや飲食物などが多いようですが、市民活動団体が資金獲得のために販売する商品として、ふさわしいものを選ぶ必要があります。また、福祉系団体によくある、義理買いといった状況を作り出さないよう努

●募集期間／平成13年7月31日必着

安田信託銀行株式会社 コンサルティング部 福祉信託チーム内
 公益信託 大成建設自然・歴史環境基金
 申し込み 〒103-8670 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
 お問い合わせ先 TEL03-3274-9210 FAX03-3274-9504
<http://www.taisei.co.jp/kikin/>

【住宅生産団体連合会 住宅関連環境行動助成事業】

- 対象分野／団体、個人が行う、住宅に関連する環境対策の推進に資する次の4項目の活動。(団体法人には非営利組織NGO・NPO及びグループを含む。)
1.普及・啓発の活動 2.調査・研究の活動
3.ハード・ソフトの技術開発活動 4.緑化・美化活動
- 支援金額／1件あたり100万円上限
- 募集時期／平成13年7月31日まで(当日消印有効)

社団法人 住宅生産団体連合会助成事業事務局
 申し込み 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-8 晩翠軒ビル4階
 お問い合わせ先 TEL03-3592-6441 FAX03-3592-6464
<http://www.judanren.or.jp/jyosei/>

INFORMATION 利用案内

- 本誌は6月、9月、12月、3月の年4回発行する予定です。情報掲載希望の方は、おのおの前月の15日までに、事業の概要(企画書、チラシ等)を郵送、ファクシミリ等で石川県県民文化局県民交流課 NPO 推進室までお送りください(その際には、「いしかわNPOニュース」掲載希望とお書き添えください)。
- ファクシミリの場合は、送信後かならず着信の確認をしてください。
- 政治、宗教、営利を目的とする活動は掲載できません。
- 誌面の都合により、お寄せいただいた情報を掲載できない場合があります。また、事前に掲載の可否の連絡はいたしませんので、ご了承ください。
- 掲載料は無料です。
- 送り先：石川県県民文化局県民交流課NPO推進室
TEL 076-223-9113 FAX 076-223-9474
担当/中村

市民活動の財政基盤を考える(3)

をつけなければなりません。最悪の場合、市民から避けて通られるようになってしまいます。そのほか、コンサートや講演会、市民講座の開催などが考えられますが、自分たちの団体が、本来行うべき活動に支障をきたすほどの準備が必要な場合は、十分に検討してから取り組むべきです。

最後にまとめとなりますが、市民活動は、活発になればなるほど、多くの資金を必要とします。それ故、資金を得る方法を考えなければならぬのですが、資金獲得に思案を巡らすことが恒常的に続くこと、本来の志を忘れて、行政や関係団体に助成金を求める活動に終始するという状況に陥りかねません。

私はよく、相談に来られた方に「社会に必要とされる活動をきちんと続けていくなら、お金は後から付いてきます」と話します。これは、22年間市民活動に参加している経験から言えることです。私が運営委員をしている団体は、年間予算1000万円以上で活動を続けていますが、まだ任意団体です。それでも活動が20年以上も続くのは、社会に必要とされているからだだと思います。

安定した財政基盤を築くのは、安定した活動を維持していくためです。「まずは活動ありき」ということを、忘れないでください。

(特定)自立生活センター ハートいしかわ(金沢市)
 理事 須戸 哲(すど さとし)

N P O 推進室からのお知らせ

- NPO活動支援センターの開館時間、休館日や利用上のルールに関する事項については、現在、「石川県NPO活動支援センター運営協議会」において検討が進められています。

7月中旬までに結論を出し、「利用の手引」として利用者の皆さんにお示しする予定にしています。

- 皆さんの活動の参考として役立てていただきたいと、県内で熱心に活動しているNPOやボランティア団体の皆さんの活動事例を紹介した「いしかわのNPO活動事例集」を発行しました。企画、制作は、NPO法人の「自立生活センターハートいしかわ」に委託したものであり、NPOならではの視点によって、これまでとはひと味違う事例集となっています。

現在、NPO推進室にてお配りしていますので、ご入り用の方はお申し出ください。

- 本誌の企画を行う「NPOニュース企画会議」の今年度の企画委員は、昨年度に引き続き次の皆さんにお引き受けいただきました。
 青海 康男 かなざわドラマワークセンター代表
 赤須 治郎 すてつぷ・あつぷ・21事務局
 大館小夜子 (特)河北潟湖沼研究所理事長
 須戸 哲 (特)自立生活センターハートいしかわ理事
 瀧内 寛満 (特)三美会理事
 山下 文雄 石川県県民文化局県民交流課長補佐

- 本誌に関するご意見、ご要望をお寄せください。お寄せいただいたご意見等は制作に生かすほか、本誌に掲載してまいりたいと考えています。

「NPOって何?」
 「ボランティアとの違いは?」



そんな、NPOに関する疑問・質問にお答えします。

Q 私たちは、高齢者の家事援助を行っているボランティア団体です。このたび、事業が拡大してきたことからNPO法人の設立を検討するとともに、活動経費に充てるためにサービスを有償で提供しようと考えています。

私たちの活動は、特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動のみを予定しており、同法第5条の収益事業は行わないことにしています。

私たちのように収益事業を行わないNPO法人については、法人県民税をはじめ税金がかからないと聞きましたが本当でしょうか。

A はじめに、特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)上の「収益事業」と法人税法上の「収益事業」は別の定義であることを理解してください。

NPO法上の「収益事業」は、本来事業(特定非営利活動に係る事業)と区別して、その収益を本来事業に充てることを目的とした事業を指します。一方、法人税法上の「収益事業」は、目的を問わず物品販売業など一定の業種と「継続して事業場を設けて営まれるもの」という外形的な要件で定義されています。

したがって、特定非営利活動に係る事業であっても、その外形が法人税法上の「収益事業」の要件に該当すれば、法人税の課税対象となります。質問の家事援助を有償で行う場合は、法人税法上の「請負業」に該当するものと考えられ、その収益に対しては課税されることになります。

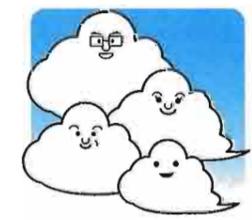
法人県民税の均等割については、収益事業を行わないNPO法人は減免されることになっていますが、この場合の「収益事業」も法人税の場合と同様であり、NPO法上の収益事業を行わない場合であっても、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は減免されません。

なお、事業の結果が赤字となっても、法人県民税均等割(20,000円)と法人市町村民税(50,000円)は課税されるものであり、法人の設立にあたっては、このあたりも十分留意してください。

※NPOやボランティアに関するご質問を郵送・FAXにてお寄せください。内容によっては、専門家からも回答をいただきます。



いよいよNPO活動支援センターがオープンします。同センターは、NPO等の交流情報拠点として大変重要な役割を担うものですが、その機能を生かすも生かさぬも利用されるみなさん次第だと思います。NPOや市民のみなさんが、このセンターを自分たちの活動にどのように生かしていくのか、各々で是非考えていただきたいと思います。



石川県県民文化局
 県民交流課NPO推進室
 〒920-8580 金沢市広坂2丁目1-1
 TEL076(223)9113 FAX076(223)9474
 URL <http://www.pref.ishikawa.jp/kenmin/volunteer/>